

全国市長会関東支部提出要望

平成30年4月27日

千葉県市長会

目 次

第1	都市行財政の充実強化について	3
1	地域手当の支給割合の指定に係る見直しについて	3
2	特別交付税における「公的病院等に対する運営助成」など 財政措置のあり方について	4
3	公共施設等総合管理計画を具現化する「個別施設計画」の 策定に係る財政支援について	4
4	東葉高速鉄道に対する国の財政支援について	5
5	市町村役場機能緊急保全事業について	5
6	ゴルフ場利用税の存続について	5
第2	保健福祉行政の充実強化について	7
1	障害児を対象としたサービスの無償化について	7
2	障害児通所等給付費等に係る制度設計の更なる整備に ついて	7
3	子ども医療費助成制度に係る国の制度確立について	8
4	幼児教育無償化に伴う国の財政支援について	8
5	保育士の確保について	8
6	独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく「災害共 済給付制度」の対象に、放課後児童会を加えることについて	9
7	国民健康保険に対する国庫負担について	9
8	介護保険財源となる国庫負担割合の引き上げについて	10
9	介護・障害福祉・保育の各制度における地域区分の見直しに ついて	10
10	地域医療の充実強化について	11
11	感染症対策の充実について	11
12	情報提供ネットワークシステムの見直しについて	12

第3	生活環境行政の充実強化について	13
1	有害鳥獣被害対策への支援について.....	13
2	印旛沼の総合的な対策について.....	14
3	火葬場の整備等に対する財政措置について.....	14
4	農地中間管理事業の事業実施に係る事務の簡素化について.....	15
第4	都市基盤の整備促進について	16
1	北千葉道路の早期整備について.....	16
2	道路予算全体を増額し長期安定的な道路予算の確保に ついて.....	16
3	国家戦略特別区域の区域外における外国人の農業就労に ついて.....	17
4	市街化調整区域における開発計画に対する農業的土地利用 規制の緩和について.....	18
第5	教育文化行政の充実強化について	19
1	社会教育施設、コミュニティ施設の維持・更新等に活用 できる財源の充実について.....	19
2	インクルーシブ教育システム構築のための財政措置に ついて.....	19

第 1 都市行財政の充実強化について

都市行財政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 地域手当の支給割合の指定に係る見直しについて

平成 26 年人事院勧告で地域手当の見直しが行われたが、近隣自治体間における支給割合については、同一生活圈、かつ、社会経済状況上、差がないにもかかわらず大きな格差が生じている。

こうしたことは、地域手当の支給割合の数値設定の根拠に疑問を持たざるを得ないものである。

また、地域手当の支給割合は、自治体に対してのみならず、保育、介護、障害者サービスの従事者に係る報酬にも影響しており、近隣市との格差は、多岐の分野において人材の確保に深刻な影響を及ぼしている。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 地域手当の支給割合を隣接自治体の状況や地域の特性を踏まえ、著しい地域間格差が生じないように、弾力的な取扱いができるよう見直しすること。
- (2) 地域手当の支給割合の決定に当たっては、算定基礎に物価や住民の所得水準等の要素を十分反映させること。
- (3) 地域手当の支給割合の見直し時期は 10 年程度とされているが、急速に変化する社会経済情勢を踏まえ、地域の実情を速やかに反映するよう、見直し時期を短縮すること。

2 特別交付税における「公的病院等に対する運営助成」などの財政措置のあり方について

特別交付税について、項目ごとの配分内訳がすべて明確に示されない現状では、新規対象項目等が追加された場合においても、配分額相当についての増額が確認できず、事業実施を躊躇せざるをえない状況がある。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) より無駄なく真に必要な事業への配分が可能となるように、全項目ごとの配分額を明示すること
- (2) 「公的病院等に対する運営助成」のように、配分額が多額になるものについては、特別交付税ではなく、補助金制度への転換など、全額国費負担として措置するよう見直すこと。

3 公共施設等総合管理計画を具現化する「個別施設計画」の策定に係る財政支援について

自治体では、公共施設等の老朽化対策のため、公共施設マネジメントを推進し、国の指針等に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）を策定している。

この公共施設等総合管理計画を具現化する計画として、個別施設毎の長寿命化計画等（個別施設計画）の策定等に着手しているが、財源の確保が大きな課題の一つになっている。また、個別施設計画に基づき施設の統廃合等を進めるに当たり、施設を利用している住民との合意形成には相当な時間を要すると考えられる。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 個別施設計画の策定に係る支援制度を創設すること。
- (2) 施設の集約化、複合化及び除却等の事業に係る起債措置を延長すること。

4 東葉高速鉄道に対する国の財政支援について

東葉高速鉄道(株)は、平成22年度から経常黒字を計上しているものの、現在でも2,650億円を超える有利子負債を抱えた厳しい経営状況が続いており、このような経営状況を改善するため、関係自治体等による支援を継続している状況である。

については、新たな資金の投入などをはじめとした抜本的な経営安定化に向けた支援策を講じること。

5 市町村役場機能緊急保全事業について

庁舎の建替は、多額の財源を要し、財政運営に及ぼす影響が大きい
ため、長期的視点に立った建設計画、予算及び財源確保などについて、
十分な審議を行った上で、建設が進展していくことになるが、2017
年度に創設された「市町村役場機能緊急保全事業」の事業年度が
2020年度までの4年間となっている。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 十分な審議期間と余裕を持った工期確保のため、2020年度までとなっている事業期間を延長すること。
- (2) 財源確保の面において、緊急保全対策等に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、緊急防災・減災事業債と同等な交付税措置率の拡大を図ること。

6 ゴルフ場利用税の存続について

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場が所在することにより生じる特別な行政需要に対応するため、地方自治体が供給する行政サービスに対して、受益に着目した税負担を求めるものであり、ゴルフ場所在地における

行政需要を賄う重要な財源で、これを廃止することは地域創生に逆行するものである。

また、所在市町村がアクセス道路の維持管理、水質調査等の環境対策などのゴルフ場特有の行政需要を、これら地域住民のみの税金で支えることは不公平である。

については、現下の厳しい地方自治体の財政状況を踏まえ、前年度に引き続き同税の現行制度を存続させること。

第2 保健福祉行政の充実強化について

保健福祉行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 障害児を対象としたサービスの無償化について

児童発達支援を行う児童発達支援センターや児童発達支援事業のサービスを利用する児童の多くは、同時に保育所等にも入所している。

そのため、障害のある児童の家庭の経済負担は多額になる傾向にある。

については、2020年度の保育所等の保育料無償化と併せ、障害のある児童についても同等に必要な支援を受けられるよう、児童発達支援を行う施設への通所に係る利用者負担金を無償化すること。

2 障害児通所等給付費等に係る制度設計の更なる整備について

障害児通所等給付費は、平成24年4月の児童福祉法の一部改正以降、受給者数及び支給量（利用日数）の増加を受けて、大幅な増額を続けている。

こうした状況の中、適正な給付決定が求められるが、個々の児童の状態等を踏まえた適切な支給基準は明示されていない。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 適切なサービス環境を整える点やサービスの質の確保を図る上で、支給量の基準を明確化すること。
- (2) 障害児通所支援事業や障害児相談支援事業の制度設計の更なる整備をすること。

3 子ども医療費助成制度に係る国の制度確立について

子ども医療費助成制度は、子どもの保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として実施されている。現在、各都道府県の制度のもと、市町村が独自の補助の上乗せを実施しているため、助成内容に地域間で格差が生じ、他の子育て支援施策とのバランスを考慮することなく都市間競争を引き起こしている。

人口減少や少子高齢化がより一層進展すると見込まれている中、少子化対策は国を挙げて取り組むべき喫緊の課題である。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 国として子ども医療費助成制度を確立し、国と地方が一体となった子育て支援の推進を図ること。
- (2) 中学3年生までの医療費を無料化すること。

4 幼児教育無償化に伴う国の財政支援について

幼児教育・保育の無償化を進めるに当たり、地方の財政運営や待機児童対策、保育の質の確保に支障をきたさないよう、国において必要な財政措置を講じること。

5 保育士の確保について

待機児童対策については、全国的な喫緊の課題であり、各自治体において地域の実情を踏まえ、保育所施設整備や保育士の確保に鋭意努力をしているが、個々の自治体になしうる対応には限界がある。

については、各自治体の待機児童解消に向けた取組が一層推進されるよう、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 市区町村の財政力によって、保育に地域格差の生じることが

ないよう保育士の給与の改善など、保育士の人材確保及び定着化を推進するための統一的かつ総合的な取組を強化・充実すること。

(2) 公定価格については、全ての保育施設が安定的に運営できるよう、地域の実態等を十分勘案し、適切に設定すること。

6 独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく「災害共済給付制度」の対象に、放課後児童会を加えることについて

「災害共済給付制度」は、小・中・高等学校、幼稚園、保育所等（以下「学校」という。）の管理下で、幼児、児童生徒等の災害（負傷、疾病、障がい又は死亡）が発生したときに、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付）を行う制度で、国・学校・保護者による互助共済制度である。

近年、女性の社会進出に伴い、放課後児童会の利用を希望する児童は増加しているが、同会は学校の管理下でないため、同制度の対象とされていない。

については、児童の安全・安心のため、放課後児童会を「災害共済給付制度」の対象に加えること。

7 国民健康保険に対する国庫負担について

国民健康保険制度は、高齢者や低所得者を多く抱えていることや、医療の高度化による医療費の増加等により、厳しい財政運営を迫られており、毎年、一般会計からの繰入金により、赤字補填を行うことで制度を維持している。

こうした中、地方単独事業として行っている医療費助成において、窓口での支払いを伴わない現物給付方式をとる場合は、国庫負担金が減額される仕組みがあり、財政運営上、更に負担が増加している。

また、国民健康保険の均等割額は、被保険者一人ひとりにかかるもので、子どもが多い世帯ほど保険税（料）負担が重くなる仕組みとなっており、これは様々な子育て支援策を講じている国及び地方の政策とも相入れないものである。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 市民の利便性を確保するとともに、国民健康保険財政の安定的な運営を維持するため国庫負担金の減額措置を廃止すること。
- (2) 子育て支援の観点から、国民健康保険における子どもに係る均等割額について、国の負担による免除及び軽減する支援制度を創設すること。

8 介護保険財源となる国庫負担割合の引き上げについて

高齢化の進展等に伴い、地方自治体の財政負担及び被保険者の保険料負担の増加が顕著になってきている。

また、サービス受給者にも平成27年8月に2割負担が導入され、平成30年8月には3割負担が導入されるなど、高齢者の負担も増加している。

については、介護保険制度の安定的な継続と、個人の負担を軽減するため、国の負担割合を引き上げること。

9 介護・障害福祉・保育の各制度における地域区分の見直しについて

介護・障害福祉の報酬の額や保育の公定価格は、その算定の基礎となる地域区分が各自治体ごとに設定されているが、隣接する自治体間で、ほぼ同一の給与水準や家賃水準であるにもかかわらず、区分が大きく異なるという不合理な状態である。

このような状態は、隣接する自治体に比べ低い区分となっている

自治体にとって、慢性的な人材不足である介護・障害福祉・保育の人材確保をより一層困難なものとするなど、各制度のサービス実施における大きな障害となっている。

については、介護・障害福祉・保育の各制度における地域区分は、隣接する自治体の状況や地域の特性を踏まえ、著しい地域間格差が生じることのないよう適切な設定とすること。

10 地域医療の充実強化について

全国的に深刻化している医師の偏在化に伴う医師不足の影響により、病院自体の縮小・特定の診療科目の休廃止、救急医療からの撤退等といった状態が数年前から日常化しており、医師の確保が地域にとって最大の課題となっている。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 地域の医師不足を解消するため、臨床研修終了後の一定期間、都道府県知事が指定する地域病院で勤務することを義務付けるなど、地域医療に従事するような制度を創設すること。
- (2) 臨床研修制度については、医師の地域偏在や診療科偏在の解消に資するよう制度の見直しを図ること。

11 感染症対策の充実について

2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて訪日外国人が増加する中、感染症に対しては水際で国内への感染拡大を防ぐことが肝要である。

については、成田国際空港周辺に、国立の感染症に関する予防・防止・研究等の施設を設置すること。

12 情報提供ネットワークシステムの見直しについて

児童手当（特例給付を含む。）現況届において従来提出を求めていた年金加入証明書等の添付書類は、日本年金機構との情報連携開始後省略可能となり、情報提供ネットワークシステムを用い、提供を受けることとなる。

この情報提供ネットワークシステムでの照会方法は 1 人ずつ照会理由、照会先等を入力し行っており、児童手当現況届のように同時期に大量の照会が発生する事務にあっては、非効率的である。

については、事務の効率化、適正化のため、情報提供ネットワークシステムを一括照会できるよう改修すること。

第3 生活環境行政の充実強化について

生活環境行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 有害鳥獣被害対策への支援について

イノシシ等の有害鳥獣の急激な増加による農作物への被害額が年々増加していることは、農業従事者の耕作意欲を減退させる一因となり、離農による耕作放棄地の増加にも影響を及ぼしている。

その他にも、生活道路や斜面の崩落、ヤマビルによる人体の吸血被害など、様々な被害をもたらしており、喫緊の課題となっている。

被害の防止に向けた対策が急務であるが、鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用した、侵入防止柵等の被害防止施設の設置については、農作物に対する被害状況のみが費用対効果の分析の要件となっているなど、必ずしも総合的な有害鳥獣対策とは言えない。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 被害防止対策事業を継続・拡充するため、鳥獣被害防止総合対策交付金に対する予算を確保すること。
- (2) 捕獲個体の円滑な処理のため、焼却施設、処理加工施設の設置を推進すること。
- (3) 野生獣の生息域や頭数の検証による、増加するイノシシ等の数を抑える総合的な対策を推進すること。
- (4) 新たな基準による野生獣侵入防止対策を創設すること。
- (5) ヤマビルの駆除・撲滅方法の研究及び駆除に対する支援をすること。

2 印旛沼の総合的な対策について

印旛沼は、首都圏を代表する貴重な水辺環境であり、観光・親水・水産等のほか、上水道・工業用水としての水源や治水としても利活用されている。

また、千葉県及び印旛沼隣接6市町では「印旛沼流域かわまちづくり計画」を国土交通省の登録を受け、印旛沼の浄化やまちの活性化への取組を進めている。

しかし、現状はヘドロ等の堆積により、水質の全国ワースト上位となっていることだけでなく、水深が浅くなり貯水能力の低下にもつながっている。

については、印旛沼及び流域の治水や浚渫等の対策を利根川水系河川整備計画へ位置付けること等、国においても具体的な取組を行うこと。

3 火葬場の整備等に対する財政措置について

わが国の高齢化率は27%を超え、今後、死亡者数が増加することが見込まれている。火葬需要についても、今後高まることが予想されているが、全国約1,400ある火葬場の多くは老朽化や、許容火葬件数を超える需要等により、火葬場や火葬炉の更新及び増設等の施設整備の必要に迫られている。一方、火葬場の整備については、国の交付金や補助金の制度が存在しないことから、各自治体は単独負担で整備している状況にある。

しかしながら、高齢化に伴い医療、介護などの社会保障費が増大し、各自治体の財政状況が厳しい折り、財源の捻出に苦慮し、整備が進んでいない。については、火葬場は国民生活に必要不可欠なものであることから、火葬場の整備等に対し、国の交付金や補助金等の新たな財政措置を講じること。

4 農地中間管理事業の事業実施に係る事務の簡素化について

農地中間管理事業の推進に当たっては、対象農地全てへの中間管理権の設定等が必要であり、膨大な業務が発生することから、農家や地権者からは、手続きが大変であり補助制度の内容が複雑なため、不満の声が多く寄せられている。

このような状況で実際に制度推進を図っていくには、市職員や県園芸協会職員が必要書類の作成を代行しており、現場の事務負担は年々大きくなっている。

さらに、本事業の要件として機構の借入期間が15年以上という条件があるため、既に機構が借り入れている農地に関しても、契約の再設定等の手続きが必要である。

については、農地中間管理制度全般に係る事務手続きを大幅に簡素化すること。

第4 都市基盤の整備促進について

都市基盤の整備促進を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 北千葉道路の早期整備について

北千葉道路は、首都圏北部と成田国際空港を結ぶ新たなアクセスルートとして国際競争力の強化、国土強靱化及び地方創生を実現する基盤となる幹線道路である。

また、固い地盤の北総台地を東西に走る北千葉道路は、大規模災害発生時において、緊急輸送路及び避難路としての機能が期待されている。

現在、事業化されていない市川市から鎌ヶ谷市までの約9kmを含む、市川市から船橋市間の約15km区間について、平成29年度から具体的な整備へ向けた都市計画及び環境アセスメントの手続きが開始され、大きく前進をした。

については、市川市から船橋市間について早期完成を図るとともに、全線を直轄管理区間とすること。

2 道路予算全体を増額し長期安定的な道路予算の確保について

都市計画道路や市道など多様な機能を有する都市基盤の整備は、都市の円滑な交通の確保や、災害時の防災性の向上など、豊かで良好な市街地の形成を図るため、重要な事業である。

については、地方の道路整備に必要な予算を安定的に確保するため、次の事項について適切な措置を講じること。

(1) 道路の「ネットワーク整備」及び「老朽化対策」を推進する

ため、道路予算全体を増額し、社会資本整備総合交付金など必要な道路予算を確保すること。

(2) 国庫補助制度の拡充と海岸部での津波避難道路整備の助成制度を創設すること。

(3) 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の重点配分対象以外の事業における「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等を嵩上げすること。

3 国家戦略特別区域の区域外における外国人の農業就労について

千葉県は、農業産出額全国4位と農業の盛んな自治体が多いが、農業情勢は、農業従事者の減少や高齢化、販売価格の低迷など、厳しい状況が続いている。

このような中、農業の継続・発展を図るため、担い手に農地を集積するなど、農業経営の規模拡大を推進しているが、経営の大型化に伴い、労働力の確保が課題となっている。

平成29年「特区法」が改正され、「農業支援外国人材」の規制改革メニューが追加され、労働力不足の解消が期待されるこの特例措置は、全国的に活用ニーズが高いと考えられる。

しかしながら、特区を申請するための要件は高く申請が困難な状況である。

については、特区の指定なしで外国人労働者を確保できる制度を講じること。

4 市街化調整区域における開発計画に対する農業的土地利用規制の緩和について

平成18年の都市計画法改正により、市街化調整区域であっても、地区計画の内容に適合したものについては開発許可が可能となった。

しかし、優良農地や農用地区域に設定している場合は、農業的土地利用規制により、開発計画との調整が困難である。

については、農用地区域からの除外、農地転用許可について、市の土地利用方針に基づく市街化調整区域における地区計画により、秩序ある都市的土地利用への転換が担保されるものにあっては、農業的土地利用の規制を緩和すること。

第5 教育文化行政の充実強化について

教育文化行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 社会教育施設、コミュニティ施設の維持・更新等に活用できる財源の充実について

地域活性化に向け、地域コミュニティの醸成が重要になる中、全国で社会教育施設の老朽化が進み、その維持、更新等にかかる経費について自治体の大きな課題となっている。

については、地域住民の学習拠点、地域交流・活動の拠点施設である公民館、図書館、博物館などの社会教育施設の建て替え、大規模改修、既存施設転用による更新等に係る財源について、地方債への充当率、交付税算入率ともに100%の充当及び算入を可能とすること。

2 インクルーシブ教育システム構築のための財政措置について

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」が示され、可能な限り障害のある子もいない子も共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育内容の方法の改善や充実を図る等、必要な施策を講じるよう求められている。

幼稚園、小学校及び中学校には特別支援教育支援員を配置し、保育所、学童保育所には、特別支援員を市費により配置をしているが、地方交付税措置が十分でない。

については、各小中学校への教員の加配、特別支援教育支援員の配置、保育所等への特別支援員については、国において財政措置を講じること。

